

北九州市第1号訪問事業及び第1号通所事業の実施に関する要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(事業の内容等)</p> <p>第3条</p> <p>(1) 第1号訪問事業</p> <p>イ 予防給付型訪問サービス</p> <p>法第115条の45の3第1項の規定による指定を受けた者(以下「指定事業者」という。)により実施する<u>指定相当訪問型サービス(介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和6年厚生労働省告示第84号。以下「指定相当訪問型サービス等基準」という。)第3条に規定する指定相当訪問型サービスをいう。)</u>(旧介護予防訪問介護に相当するサービス)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>(2) 第1号通所事業</p> <p>イ 予防給付型通所サービス</p> <p>指定事業者により<u>実施する指定相当通所型サービス(指定相当訪問型サービス等基準第47条に規定する指定相当通所型サービスをいう。)</u>(旧介護予防通所介護に相当するサービス)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>2 <u>介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)</u>第140条の63の7の規定により市が定める指定の有効期間は6年とする。ただし、申請者が法第41条第1項の規定による指定を受けた指定訪問介護事業者若しくは指定通所介護事業者又は法第42条の2第1項の規定による指定を受けた指定地域密着型通所介護事業者(以下「指定訪問介護事業者等」という。)であり、第1号事業と当該指定訪問介護事業者等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該指定訪問介護事業者等の指定の有効期間満了日までの期間とすることができる。</p>	<p>(事業の内容等)</p> <p>第3条</p> <p>(1) 第1号訪問事業</p> <p>イ 予防給付型訪問サービス</p> <p>法第115条の45の3第1項の規定による指定を受けた者(以下「指定事業者」という。)により実施する<u>介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)</u>第140条の63の6第1号イに規定するサービス(旧介護予防訪問介護に相当するサービス)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>(2) 第1号通所事業</p> <p>イ 予防給付型通所サービス</p> <p>指定事業者により<u>施行規則第140条の63の6第1号イに規定するサービス</u>(旧介護予防通所介護に相当するサービス)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>2 <u>施行規則第140条の63の7の規定</u>により市が定める指定の有効期間は6年とする。ただし、申請者が法第41条第1項の規定による指定を受けた指定訪問介護事業者若しくは指定通所介護事業者又は法第42条の2第1項の規定による指定を受けた指定地域密着型通所介護事業者(以下「指定訪問介護事業者等」という。)であり、第1号事業と当該指定訪問介護事業者等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該指定訪問介護事業者等の指定の有効期間満了日までの期間とすることができる。</p>

新	旧
<p>別表第1（予防給付型訪問サービス事業費単位数表）</p> <p>予防給付型訪問サービス費（共生型訪問サービス費）</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>注1 利用者に対して、指定予防給付型訪問サービス事業所の訪問介護員等が、指定予防給付型訪問サービスを行った場合に、<u>介護予防サービス計画（指定相当訪問型サービス等基準第14条に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）</u>に位置付けられた標準的な回数又は内容で、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。</p> <p>イ 予防給付型訪問サービス費（I）  介護予防サービス計画において1週に1回程度の指定予防給付型訪問サービスが必要とされた者</p> <p>注2 <u>別に市長が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u></p> <p>注3 <u>別に市長が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。ただし、令和7年3月31日までの間は、適用しない。</u></p> <p>注4 指定予防給付型訪問サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（若しくは指定予防給付型訪問サービス</p>	<p>別表第1（予防給付型訪問サービス事業費単位数表）</p> <p>予防給付型訪問サービス費（共生型訪問サービス費）</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>注1 利用者に対して、指定予防給付型訪問サービス事業所の訪問介護員等が、指定予防給付型訪問サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。</p> <p>イ 予防給付型訪問サービス費（I）  介護予防サービス計画（<u>法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画（施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。）及び施行規則第140条の62の5第3項に規定する計画をいう。以下同じ。）</u>）において1週に1回程度の指定予防給付型訪問サービスが必要とされた者</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>注2 指定予防給付型訪問サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（若しくは指定予防給付型訪問サービス事業</p>

新	旧
<p>事業所と同一建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（<u>指定相当訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。</u>）又は指定予防給付型訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対し、指定予防給付型訪問サービスを行った場合は、<u>所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定予防給付型訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定予防給付型訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に市長が定める基準に該当する指定予防給付型訪問サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定予防給付型訪問サービス事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、指定予防給付型訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。</u></p> <p>注5～10 （略）</p> <p>ニ・ホ（略）</p> <p>△ 口腔連携強化加算 5.0単位</p> <p>注 別に市長が定める基準に適合しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所の従業者が、<u>口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条第1項に規定する担当職員をいう。）、介護支援専門員（同条第2項に規定する介護支</u></p>	<p>所と同一建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は指定予防給付型訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対し、指定予防給付型訪問サービスを行った場合は、<u>所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。この場合において、建物の範囲については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護の取扱いに準じる。</u></p> <p>注3～8 （略）</p> <p>ニ・ホ（略）</p> <p>（新設）</p>

新	旧
<p data-bbox="237 220 1106 371"><u>援専門員をいう。)又は第一号介護予防支援事業(法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。)に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。</u></p> <p data-bbox="181 427 504 454"><u>ト</u> 介護職員処遇改善加算</p> <p data-bbox="210 469 1106 703">注 別に市長が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定予防給付型訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定予防給付型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、<u>令和6年5月31日</u>までの間、次に掲げる単位数のいずれかを加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p data-bbox="226 719 1106 788">(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イから<u>△</u>までにより算定した単位数の1,000分の137に相当する単位数</p> <p data-bbox="226 804 1106 873">(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イから<u>△</u>までにより算定した単位数の1,000分の100に相当する単位数</p> <p data-bbox="226 888 1106 957">(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イから<u>△</u>までにより算定した単位数の1,000分の55に相当する単位数</p> <p data-bbox="237 971 663 999">※区分支給限度基準額の算定対象外</p> <p data-bbox="181 1054 584 1082"><u>チ</u> 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p data-bbox="210 1096 1106 1331">注 別に市長が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定予防給付型訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定予防給付型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、<u>令和6年5月31日</u>までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。なお、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p data-bbox="226 1347 1106 1415">(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イから<u>△</u>までにより算定した単位数の1,000分の63に相当する単位数</p>	<p data-bbox="1158 427 1480 454"><u>△</u> 介護職員処遇改善加算</p> <p data-bbox="1187 469 2083 703">注 別に市長が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定予防給付型訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定予防給付型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、<u>令和6年3月31日</u>までの間、次に掲げる単位数のいずれかを加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p data-bbox="1202 719 2083 788">(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イから<u>△</u>までにより算定した単位数の1,000分の137に相当する単位数</p> <p data-bbox="1202 804 2083 873">(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イから<u>△</u>までにより算定した単位数の1,000分の100に相当する単位数</p> <p data-bbox="1202 888 2083 957">(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イから<u>△</u>までにより算定した単位数の1,000分の55に相当する単位数</p> <p data-bbox="1214 971 1639 999">※区分支給限度基準額の算定対象外</p> <p data-bbox="1158 1054 1561 1082"><u>ト</u> 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p data-bbox="1187 1096 2083 1415">注 別に市長が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定予防給付型訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定予防給付型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。また、(1)の算定に当たっては、<u>対象事業所が併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定していることを要件とする。</u>なお、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p>

新	旧
<p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) <u>イから△までにより算定した単位数の 1, 000分の42に相当する単位数</u> ※区分支給限度基準額の算定対象外</p> <p>リ 介護職員等ベースアップ等支援加算 注 別に市長が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定予防給付型訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定予防給付型訪問サービスを行った場合は、イから△までにより算定した単位数の1, 000分の24に相当する単位数を、<u>令和6年5月31日までの間、所定単位数に加算する。</u> ※区分支給限度基準額の算定対象外</p> <p>ヌ 介護職員等処遇改善加算 注1 <u>別に市長が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定予防給付型訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定予防給付型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年6月1日から令和9年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u> <u>(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) イから△までにより算定した単位数の1, 000分の245に相当する単位数</u> <u>(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) イから△までにより算定した単位数の1, 000分の224に相当する単位数</u> <u>(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イから△までにより算定した単位数の1, 000分の182に相当する単位数</u> <u>(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イから△までにより算定した単位数</u></p>	<p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) <u>イからホまでにより算定した単位数の1, 000分の63に相当する単位数</u> (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) <u>イからホまでにより算定した単位数の1, 000分の42に相当する単位数</u> ※区分支給限度基準額の算定対象外</p> <p>チ 介護職員等ベースアップ等支援加算 注 別に市長が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定予防給付型訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定予防給付型訪問サービスを行った場合は、イからホまでにより算定した単位数の1, 000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。 ※区分支給限度基準額の算定対象外</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>の1,000分の145に相当する単位数</p> <p>注2 <u>令和6年6月1日から令和7年3月31日までの間、別に市長が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定予防給付型訪問サービス事業所（注2の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定予防給付型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u></p> <p><u>(1) 介護職員等処遇改善加算（V）（1） イからへまでにより算定した単位数の1,000分の221に相当する単位数</u></p> <p><u>(2) 介護職員等処遇改善加算（V）（2） イからへまでにより算定した単位数の1,000分の208に相当する単位数</u></p> <p><u>(3) 介護職員等処遇改善加算（V）（3） イからへまでにより算定した単位数の1,000分の200に相当する単位数</u></p> <p><u>(4) 介護職員等処遇改善加算（V）（4） イからへまでにより算定した単位数の1,000分の187に相当する単位数</u></p> <p><u>(5) 介護職員等処遇改善加算（V）（5） イからへまでにより算定した単位数の1,000分の184に相当する単位数</u></p> <p><u>(6) 介護職員等処遇改善加算（V）（6） イからへまでにより算定した単位数の1,000分の163に相当する単位数</u></p> <p><u>(7) 介護職員等処遇改善加算（V）（7） イからへまでにより算定した単位数の1,000分の163に相当する単位数</u></p> <p><u>(8) 介護職員等処遇改善加算（V）（8） イからへまでにより算定した単位数の1,000分の158に相当する単位数</u></p> <p><u>(9) 介護職員等処遇改善加算（V）（9） イからへまでにより算定した単位数の1,000分の142に相当する単位数</u></p> <p><u>(10) 介護職員等処遇改善加算（V）（10） イからへまでにより算定した単位数の1,000分の139に相当する単位数</u></p>	

新	旧
<p> <u>(11) 介護職員等処遇改善加算 (V) (11) イからへまでにより算定した単位数の1,000分の121に相当する単位数</u>  <u>(12) 介護職員等処遇改善加算 (V) (12) イからへまでにより算定した単位数の1,000分の118に相当する単位数</u>  <u>(13) 介護職員等処遇改善加算 (V) (13) イからへまでにより算定した単位数の1,000分の100に相当する単位数</u>  <u>(14) 介護職員等処遇改善加算 (V) (14) イからへまでにより算定した単位数の1,000分の76に相当する単位数</u>            ※区分支給限度基準額の算定対象外         </p> <p>別表第2 (生活支援型訪問サービス事業支給費単位数表)</p> <p>生活支援型訪問サービス費</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>注1 (略)</p> <p>注2 <u>別に市長が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u></p> <p>注3 <u>別に市長が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。ただし、令和7年3月31日までの間は、適用しない。</u></p> <p>注4～8 (略)</p>	<p>別表第2 (生活支援型訪問サービス事業支給費単位数表)</p> <p>生活支援型訪問サービス費</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>注1 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>注2～6 (略)</p>

新	旧
<p>二 介護職員等処遇改善加算</p> <p>注1 <u>別に市長が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定生活支援型訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定生活支援型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年6月1日から令和9年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u></p> <p><u>(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） イからハまでにより算定した単位数の1,000分の245に相当する単位数</u></p> <p><u>(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） イからハまでにより算定した単位数の1,000分の224に相当する単位数</u></p> <p><u>(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） イからハまでにより算定した単位数の1,000分の182に相当する単位数</u></p> <p><u>(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） イからハまでにより算定した単位数の1,000分の145に相当する単位数</u></p> <p>注2 <u>令和6年6月1日から令和7年3月31日までの間、別に市長が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定生活支援型訪問サービス事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定生活支援型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u></p> <p><u>(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1） イからハまでにより算定した単位数の1,000分の221に相当する単位数</u></p> <p><u>(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2） イからハまでにより算定した単位数の1,000分の208に相当する単位数</u></p> <p><u>(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（3） イからハまでにより算定した</u></p>	<p>(新設)</p>



新	旧
<p> <u>単位数の1,000分の200に相当する単位数</u>  <u>(4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イからハまでにより算定した</u>  <u>単位数の1,000分の187に相当する単位数</u>  <u>(5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イからハまでにより算定した</u>  <u>単位数の1,000分の184に相当する単位数</u>  <u>(6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからハまでにより算定した</u>  <u>単位数の1,000分の163に相当する単位数</u>  <u>(7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからハまでにより算定した</u>  <u>単位数の1,000分の163に相当する単位数</u>  <u>(8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからハまでにより算定した</u>  <u>単位数の1,000分の158に相当する単位数</u>  <u>(9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからハまでにより算定した</u>  <u>単位数の1,000分の142に相当する単位数</u>  <u>(10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからハまでにより算定</u>  <u>した単位数の1,000分の139に相当する単位数</u>  <u>(11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからハまでにより算定</u>  <u>した単位数の1,000分の121に相当する単位数</u>  <u>(12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからハまでにより算定</u>  <u>した単位数の1,000分の118に相当する単位数</u>  <u>(13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからハまでにより算定</u>  <u>した単位数の1,000分の100に相当する単位数</u>  <u>(14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからハまでにより算定</u>  <u>した単位数の1,000分の76に相当する単位数</u>  <u>※区分支給限度基準額の算定対象外</u> </p>	
<p>別表第3（予防給付型通所サービス事業費単位数表）</p> <p>予防給付型通所サービス費（共生型通所サービス費）</p>	<p>別表第3（予防給付型通所サービス事業費単位数表）</p> <p>予防給付型通所サービス費（共生型通所サービス費）</p>

新	旧
<p>イ 予防給付型通所サービス費</p> <p>(1) 予防給付型通所サービス費 (I) (要支援1、事業対象者) <u>1, 7</u> 98単位</p> <p>(2) 予防給付型通所サービス費 (II) (要支援2) <u>3, 6</u> 21単位</p> <p>注1 (略)</p> <p>注2 <u>別に市長が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u></p> <p>注3 <u>別に市長が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。ただし、令和7年3月31日までの間は、適用しない。</u></p> <p>注4 (略)</p> <p>(削除) →ハ 若年性認知症利用者受け入れ加算へ移行</p> <p>注5～7 (略)</p> <p>注8 <u>利用者に対して、その居宅と指定予防給付型通所サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位 (イ(1)を算定している場合は1月につき376単位を、イ(2)を算定している場合は1月につき752単位を限度とする。)を所定単位数から減算する。ただし、注7を算定している場合は、この限りでない。</u></p>	<p>イ 予防給付型通所サービス費</p> <p>(1) 予防給付型通所サービス費 (I) (要支援1、事業対象者) <u>1, 6</u> 72単位</p> <p>(2) 予防給付型通所サービス費 (II) (要支援2) <u>3, 4</u> 28単位</p> <p>注1 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>注2 (略)</p> <p>注3 (略)</p> <p>注4～6 (略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>注9 (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動(以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、<u>栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算</u>のいずれかを算定している場合は、算定しない。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ハ <u>若年性認知症利用者受入加算</u> 240単位</p> <p>注 <u>別に市長が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定予防給付型通所サービス事業所において、若年性認知症利用者(施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。以下同じ。)に対して指定予防給付型通所サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>ニ <u>栄養アセスメント加算</u> 50単位</p> <p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定予防給付型通所サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この中において同じ。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が<u>栄養改善加算又は一体的サービス提供加算</u>の算定に係る栄養改</p>	<p>注7 (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動(以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、<u>運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算</u>のいずれかを算定している場合は、算定しない。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>(新設) →イの注3より移行</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ <u>栄養アセスメント加算</u> 50単位</p> <p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定予防給付型通所サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この中において同じ。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が<u>栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算</u>の算定に係る栄</p>

新	旧
<p>善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。 イ～ニ（略）</p> <p>ホ・ヘ（略）</p> <p>ト <u>一体的サービス提供加算</u> 480単位 注 別に市長が定める基準に適合しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定予防給付型通所サービス事業所が、利用者に対し、<u>栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、ホ又はヘを算定している場合は、算定しない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>チ～ル（略）</p> <p>ヲ 介護職員処遇改善加算 注1 別に市長が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定予防給付型通所サービス事業所が、利用者に対し、指定予防給付型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、<u>令和6年5月31日</u>までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p>	<p>養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。 イ～ニ（略）</p> <p>ホ・ヘ（略）</p> <p>ト <u>選択的サービス複数実施加算</u> 注 別に市長が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定予防給付型通所サービス事業所が、利用者に対し、<u>運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</u> ただし、<u>運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u></p> <p>(1) <u>選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）</u> 480単位 (2) <u>選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）</u> 700単位</p> <p>チ（略）</p> <p>リ～ヲ（略）</p> <p>ワ 介護職員処遇改善加算 注 別に市長が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定予防給付型通所サービス事業所が、利用者に対し、指定予防給付型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、<u>令和6年3月31日</u>までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p>

新	旧
<p>(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからルまでにより算定した単位数の1,000分の59に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからルまでにより算定した単位数の1,000分の43に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからルまでにより算定した単位数の1,000分の23に相当する単位数</p> <p>※区分支給限度基準額の算定対象外</p>	<p>(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからルまでにより算定した単位数の1,000分の59に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからルまでにより算定した単位数の1,000分の43に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからルまでにより算定した単位数の1,000分の23に相当する単位数</p> <p>※区分支給限度基準額の算定対象外</p>
<p><b>㍑ 介護職員等特定処遇改善加算</b></p> <p>注 別に市長が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定予防給付型通所サービス事業所が、利用者に対し、指定予防給付型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、<u>令和6年5月31日までの間</u>、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからルまでにより算定した単位数の1,000分の12に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからルまでにより算定した単位数の1,000分の10に相当する単位数</p> <p>※区分支給限度基準額の算定対象外</p>	<p><b>㍑ 介護職員等特定処遇改善加算</b></p> <p>注 別に市長が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定予防給付型通所サービス事業所が、利用者に対し、指定予防給付型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。<u>また、(1)の算定に当たっては、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の届出を行っていることを要件とする。</u>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (イ)から(㍑)までにより算定した単位数の1,000分の12に相当する単位数</p> <p>介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (イ)～(㍑)までにより算定した単位数の1,000分の10に相当する単位数</p> <p>※区分支給限度基準額の算定対象外</p>
<p><b>㍓ 介護職員等ベースアップ等支援加算</b></p> <p>注 別に市長が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定予防給付型通所サービス事業所が、利用者に対し、指定予防給付型通所サービスを行った場合は、イからルまでにより算定した単位数の1,000分の11に相当する単位数</p>	<p><b>㍓ 介護職員等ベースアップ等支援加算</b></p> <p>注 別に市長が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定予防給付型通所サービス事業所が、利用者に対し、指定予防給付型通所サービスを行った場合は、イから㍑までにより算定した単位数の1,000分の11に相当する単位数を</p>

新	旧
<p>を、令和6年5月31日までの間、所定単位数に加算する。 ※区分支給限度基準額の算定対象外</p> <p>コ 介護職員等処遇改善加算</p> <p>注1 <u>令和6年6月1日から令和9年3月31日までの間、別に市長が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定予防給付型通所サービス事業所が、利用者に対し、指定予防給付型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u></p> <p><u>(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） イからルまでにより算定した単位数の1,000分の92に相当する単位数</u></p> <p><u>(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） イからルまでにより算定した単位数の1,000分の90に相当する単位数</u></p> <p><u>(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） イからルまでにより算定した単位数の1,000分の80に相当する単位数</u></p> <p><u>(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） イからルまでにより算定した単位数の1,000分の64に相当する単位数</u></p> <p>注2 <u>令和6年6月1日から令和7年3月31日までの間、別に市長が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所（注2の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u></p> <p><u>(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1） イからルまでにより算定した単位数の1,000分の81に相当する単位数</u></p>	<p>所定単位数に加算する。 ※区分支給限度基準額の算定対象外</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>(2) 介護職員等処遇改善加算 (V) (2) イからルまでにより算定した単位数の1, 000分の76に相当する単位数</u></p> <p><u>(3) 介護職員等処遇改善加算 (V) (3) イからルまでにより算定した単位数の1, 000分の79に相当する単位数</u></p> <p><u>(4) 介護職員等処遇改善加算 (V) (4) イからルまでにより算定した単位数の1, 000分の74に相当する単位数</u></p> <p><u>(5) 介護職員等処遇改善加算 (V) (5) イからルまでにより算定した単位数の1, 000分の65に相当する単位数</u></p> <p><u>(6) 介護職員等処遇改善加算 (V) (6) イからルまでにより算定した単位数の1, 000分の63に相当する単位数</u></p> <p><u>(7) 介護職員等処遇改善加算 (V) (7) イからルまでにより算定した単位数の1, 000分の56に相当する単位数</u></p> <p><u>(8) 介護職員等処遇改善加算 (V) (8) イからルまでにより算定した単位数の1, 000分の69に相当する単位数</u></p> <p><u>(9) 介護職員等処遇改善加算 (V) (9) イからルまでにより算定した単位数の1, 000分の54に相当する単位数</u></p> <p><u>(10) 介護職員等処遇改善加算 (V) (10) イからルまでにより算定した単位数の1, 000分の45に相当する単位数</u></p> <p><u>(11) 介護職員等処遇改善加算 (V) (11) イからルまでにより算定した単位数の1, 000分の53に相当する単位数</u></p> <p><u>(12) 介護職員等処遇改善加算 (V) (12) イからルまでにより算定した単位数の1, 000分の43に相当する単位数</u></p> <p><u>(13) 介護職員等処遇改善加算 (V) (13) イからルまでにより算定した単位数の1, 000分の44に相当する単位数</u></p> <p><u>(14) 介護職員等処遇改善加算 (V) (14) イからルまでにより算定した単位数の1, 000分の33に相当する単位数</u></p> <p>※区分支給限度基準額の算定対象外</p>	

新	旧
<p>別表第4（生活支援型通所サービス事業支給費単位数表）</p> <p>生活支援型通所サービス費</p> <p>イ 生活支援型通所サービス費</p> <p>（1）生活支援型通所サービス費（Ⅰ）（要支援1、事業対象者） 1， 4 14単位</p> <p>（2）生活支援型通所サービス費（Ⅱ）（要支援2） 2， 7 79単位</p> <p>注1（略）</p> <p>注2 <u>別に市長が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u></p> <p>注3 <u>別に市長が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。ただし、令和7年3月31日までの間は、適用しない。</u></p> <p>注4・5（略）</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>ニ 介護職員等処遇改善加算</p> <p>注1 <u>別に市長が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定生活支援型通所サービス事業所が、利用者に対し、指定生活支援型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年</u></p>	<p>別表第4（生活支援型通所サービス事業支給費単位数表）</p> <p>生活支援型通所サービス費</p> <p>イ 生活支援型通所サービス費</p> <p>（1）生活支援型通所サービス費（Ⅰ）（要支援1、事業対象者） 1， 3 15単位</p> <p>（2）生活支援型通所サービス費（Ⅱ）（要支援2） 2， 6 31単位</p> <p>注1（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>注2・3（略）</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>（新設）</p>



新	旧
<p><u>6月1日から令和9年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u></p> <p><u>(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） イからハまでにより算定した単位数の1,000分の92に相当する単位数</u></p> <p><u>(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） イからハまでにより算定した単位数の1,000分の90に相当する単位数</u></p> <p><u>(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） イからハまでにより算定した単位数の1,000分の80に相当する単位数</u></p> <p><u>(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） イからハまでにより算定した単位数の1,000分の64に相当する単位数</u></p> <p><u>注2 令和6年6月1日から令和7年3月31日までの間、別に市長が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定生活支援型通所サービス事業所（注2の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定生活支援型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u></p> <p><u>(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1） イからハまでにより算定した単位数の1,000分の81に相当する単位数</u></p> <p><u>(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2） イからハまでにより算定した単位数の1,000分の76に相当する単位数</u></p> <p><u>(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（3） イからハまでにより算定した単位数の1,000分の79に相当する単位数</u></p> <p><u>(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（4） イからハまでにより算定した単位数の1,000分の74に相当する単位数</u></p> <p><u>(5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（5） イからハまでにより算定した単位数の1,000分の65に相当する単位数</u></p>	

新	旧
<p><u>(6) 介護職員等処遇改善加算 (V) (6) イからハまでにより算定した単位数の1, 000分の63に相当する単位数</u></p> <p><u>(7) 介護職員等処遇改善加算 (V) (7) イからハまでにより算定した単位数の1, 000分の56に相当する単位数</u></p> <p><u>(8) 介護職員等処遇改善加算 (V) (8) イからハまでにより算定した単位数の1, 000分の69に相当する単位数</u></p> <p><u>(9) 介護職員等処遇改善加算 (V) (9) イからハまでにより算定した単位数の1, 000分の54に相当する単位数</u></p> <p><u>(10) 介護職員等処遇改善加算 (V) (10) イからハまでにより算定した単位数の1, 000分の45に相当する単位数</u></p> <p><u>(11) 介護職員等処遇改善加算 (V) (11) イからハまでにより算定した単位数の1, 000分の53に相当する単位数</u></p> <p><u>(12) 介護職員等処遇改善加算 (V) (12) イからハまでにより算定した単位数の1, 000分の43に相当する単位数</u></p> <p><u>(13) 介護職員等処遇改善加算 (V) (13) イからハまでにより算定した単位数の1, 000分の44に相当する単位数</u></p> <p><u>(14) 介護職員等処遇改善加算 (V) (14) イからハまでにより算定した単位数の1, 000分の33に相当する単位数</u></p> <p>※区分支給限度基準額の算定対象外</p>	